

事 務 連 絡

平成23年 5月 2日

各都道府県 災害弔慰金・災害障害見舞金 事務担当者 殿

厚生労働省社会・援護局総務課

災害救助・救援対策室救助係

平成23年度災害弔慰金等負担金の交付申請について

標記については、遺族への支給を速やかに行う必要があることから、「東日本大震災に係る災害弔慰金等の支給について」（平成23年5月2日社援総発0502第1号 厚生労働省社会・援護局総務課長通知）で通知したとおり概算交付を行うので、平成23年度第一次補正予算成立後、「災害弔慰金等の国庫負担について」（昭和49年4月27日厚生省社第456号 各都道府県知事あて厚生事務次官通知）の別紙「災害弔慰金等国庫負担金交付要綱」に基づく交付申請を5月9日までに行われたい。

なお、災害弔慰金等の地方負担額については、特別交付税の算定対象となっており、4月8日に行われた特別交付税の特例交付においても、4月1日時点の基礎数値に基づき、算定・交付されているので、念のため申し添える。

<交付申請に当たっての留意点>

1. 災害弔慰金の支給対象者について、生計維持者とその他の者の区分が困難な場合、早期交付の観点から、生計維持者とその他の者の比率を四対六として差し支えないこと。
2. 災害障害見舞金については、現時点で支給が明らかな場合、対象として差し支えないこと。
3. 今般の交付申請は都道府県への概算交付とするので、市町村からの交付申請の副本は必要ないこと。